コンプライアンス規程

（目的）

第１条　この規程（以下「本規程」という。）は、〇〇株式会社（以下「当社」という。）の法令等の遵守にあたっての必要事項を定め、もって公正かつ適正な業務運営及び当社の社会的信頼性の向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　本規程における下記の語句は、下記の意味を有するものとする。

①　コンプライアンス

当社が行うあらゆる活動の局面において、関連する法令・条例・契約・社内規定等、明確に文章化された社会ルール、法令、定款又は内部規程の遵守をいう。

　②　従業員　当社の社員、契約社員、嘱託社員、臨時社員、派遣社員をいう。

　③　役職員　当社の役員及び従業員をいう。

（適用範囲）

第３条　本規程は、当社の全ての役職員に適用する。

（基本方針）

第４条　当社は、本規程に従い、コンプライアンスを経営の基本方針とする。役職員は、前条の基本方針をふまえ、コンプライアンスを誠実に遵守し、最優先して業務を遂行しなければならない。

（組織）

第５条　当社は、コンプライアンスにかかわる組織として、下記のものを置くものとする。

　①　コンプライアンス担当理事

　②　コンプライアンス委員会

　③　コンプライアンス統括部門

２　第１項の理事及び組織についての詳細は、別途定める。

（禁止事項）

第６条　役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

（１）　コンプライアンスに違反する行為

（２）　他の役員や従業員に対してコンプライアンスに違反する行為を指示又は教唆する行為

（３）　他の役員や従業員のコンプライアンスに違反する行為を黙認する行為

（通報の義務）

第７条　役職員は、他の従業員が前条に違反する行為を行っていることを 知ったときは、別途定める「内部通報規定」に従い、速やかにコンプライアンス統括部門に通報しなければならない。

２　コンプライアンス統括部門は、前項によりコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するものとし、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

（懲戒処分等）

第８条　当社は、本規程に違反した従業員に対し、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職、懲戒解雇等の懲戒処分をすることができる。

２　当社は、コンプライアンス違反を行った役員に対して、厳正な処分を課すことができる。

（免責の制限）

第９条　役職員は、次に掲げることを理由として自らが行ったコンプライアンスに違反する行為の責任を免れることはできない。

（１）　コンプライアンスについて正しい知識がなかったこと

（２）　コンプライアンスに違反しようとする意思がなかったこと

（３）　他の従業員の指示又は教唆により行ったこと

（４）　当社の利益を図る目的で行ったこと

（事前相談）

第１０条　役職員は、自らの行動や意思決定がコンプライアンスに違反するかどうかの判断に迷うときは､あらかじめコンプライアンス委員会に相談しなければならない。

（研修）

第１１条　当社は、次に掲げる目的のため、役職員に対し必要に応じ研修会を開催する。

（１）　コンプライアンスヘの関心を高めること

（２）　コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

２　役職員は、上記の研修会について、定期的に受講しなければならない。

（改廃）

第１２条　本規程の改廃は、コンプライアンス委員会の決議による。